2018.6.16(土)朝刊

明治時代の古民家を活用した篠山城下町ホテルNIPPONIAの土間＝兵庫県篠山市（バリューマネジメント提供）

地域一帯 古民家ホテル

JR西・ノオトなど

兵庫県篠山市の城下町一帯の古民家でホテルを手掛けるNOTE（ノオト、同市）と、事業に出資するJR西日本などは15日、奈良市や広島県竹原市など歴史的建造物の多い沿線エリアで古民家ホテルを展開する計画を発表した。同日施行された改正旅館業法で、分散した建物をひとつのホテルとして営業許可を取れるようになり、地域一帯で古民家活用を進める。

ノオトはすでに国家戦略特区の旅館業法の特例で、篠山城下町ホテルNIPPONIA（ニッポニア、篠山市）、竹田城城下町ホテルEN（エン、兵庫県朝来市）の2施設と周辺の古民家計7棟17室を営業。従来は宿泊施設1棟ごとに営業許可をとる必要があったが、今回の法改正で、周辺古民家をひとつのホテルとして1カ所のフロントで営業できるようになる。

すでに特区で開業している両施設を「分散型古民家ホテル」として改正法に基づいて申請し、許可されれば初のケースになる見通し。

今秋には奈良市の旧市街地・ならまちの旧酒蔵や和歌山県内、来年には竹原市や島根県などに事業展開する計画だ。

（3面に関連記事）

小規模旅館 開業可能に

改正法施行 空き家・過疎対策 期待

15日に施行された改正旅館業法。同時施行の住宅宿泊事業法（民泊新法）が〝ヤミ民泊〟の取り締まりを強める一方で、改正旅館業法では住宅を活用した小規模の旅館・ホテルの開業が可能になった。訪日外国人客が増える中、多様な宿泊サービスを提供するとともに古民家などを宿泊施設に転用することで、空き家や過疎化解消も期待できる。

今回の法改正で大きく変わったのは、客室数とフロントの設置基準だ。ホテルは10室以上、旅館は5室以上としていたが、1室での営業もできる。

フロントは「受付台の長さ1・8㍍以上」などの要件を撤廃。ICT（情報通信技術）を生かして、顔認証などによる宿泊客の本人確認や、施設への出入りを監視できるなどセキュリティーの仕組みを備え、緊急時に10分程度でスタッフが駆け付ける態勢にすれば、フロントを設ける必要がなくなった。

さらに、各施設が法に定める要件を満たせば、建物が分散していても一つのホテル（分散型ホテル）として営業許可を得ることができるようになった。

古民家を活用した宿泊施設には民泊もあるが、年間営業（宿泊）日数の上限を180日と規定。旅館業法に基づく旅館・ホテルは年中無休で営業できる点などが異なっている。

（田村慶子）

ホテルなどが入ったNOTEの複合施設（兵庫県朝来市）

古民家ホテル、拡大

JR西など3社

旅館業法改正で

JR西日本や古民家再生事業のスタートアップなど3社は15日、古民家を活用したホテルや旅館の営業地域を拡大すると発表した。これまでは兵庫県で古民家などの歴史的建築物を旅館など宿泊施設として改修し運営していたが、今後は奈良県や広島県、瀬戸内地域にも開業を予定する。JR西は沿線の空き物件の有効活用をすすめ、地域活性化につなげる。

JR西は、古民家再生スタートアップのNOTE（ノオト・兵庫県篠山市）やバリューマネジメント（大阪市）と組んで展開する。NOTEには2017年7月にJR西が出資をしている。

15日付の旅館業法改正で、ホテルや旅館として営業するための設備面での規制が緩和され、1室からでも営業できるようになった。改修や営業にかかる設備投資も軽減するため、両機拡大が見込まれている。

JR西などは離れた地域にある古民家などを同一ブランドで展開を進めたい考えだ。